

令和7年(令和6年分)所得の確定申告について

申告期間 : 2月17日(月)～3月17日(月) ※土日及び祝日は除く

受付場所 〈午前の部〉 8:30～12:00 〈午後の部〉 13:00～17:00 ※最終日は午前中のみ

※2月中は大変混雑することが予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

受付会場 役場本庁舎 1 階 大会議室 (正面玄関入って右側)

※役場分庁舎では確定申告受付を行いません。確定申告を行う際は役場本庁舎までお越しください。

※申告内容が複雑な場合は、鰺沢税務署での申告をお願いする場合があります。ご了承ください。

○確定申告の際に必要なもの

- ・町民税、県民税、国民健康保険税の申告書 (町から郵送された方)
- ・マイナンバーカード または 番号通知カード + 免許証等
- ・給与、年金に係る令和6年分の源泉徴収票
- ・各種控除証明書 (保険料等の控除を受ける方)
- ・通帳等の本人名義の預金口座番号がわかるもの (還付金のある方)

○特にお願いしたいこと (相談時間の短縮につながります。)

- ・医療費控除の適用を受けるためには、「医療費控除明細書」または「医療費通知 (医療費のお知らせ)」の添付が必要です。「医療費控除明細書」には医療機関を受診した【人ごと、医療機関ごと】集計してご記入ください。申告相談の際は事前に必ず準備をしたうえでお願いします。
- ・個人で事業をされている方は事前に収入・支出 (経費) をまとめたうえで、「収支内訳書」または「青色申告決算書」を作成してからお越しください。
- ・給与所得や退職所得以外の所得 (公的年金等の雑所得や事業所得等) の合計が20万円を超える方は確定申告が必要です。

税務署・南部町では会場に来場しなくても、パソコンまたはスマートフォンからインターネットを通じて申告手続きが完了できる e-Tax のご利用を推奨しています。

e-Tax なら早期に還付されます！



←スマホはこちらから

町民税・県民税・国民健康保険税の申告について

申告書がお手元に届いた方は例年どおり提出をお願いします。町申告のみの方は郵送での提出にご協力ください。 提出期限：令和7年3月17日(月)

○申告をしないと…

- ・公的年金所得があり、令和6年度の町県民税が非課税であった方には送付していません。

※令和6年中に年金以外の所得があり、所得が増額した方は所得税の確定申告が必要な場合があります。ご不明な点がございましたら、税務課までお問合せください。

○申告をしないと…

- ・公営住宅の家賃算定や児童手当の判定等、その他諸手続きに必要な所得証明書等を発行できない場合があります。
- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定資料となります。申告をしないと軽減制度の適用等適正なサービスが受けられなくなるおそれがあります。